

令和4年7月7日

静岡県立大学長
尾池 和夫（公印略）

教員の公募について

このたび本学では、下記要領により教員を公募いたします。

記

- 1 所属 国際関係学部国際言語文化学科
大学院国際関係学研究所（比較文化専攻）兼務
- 2 職名・人員 准教授又は講師 1名
- 3 専攻分野 日本語教育（日本語教員養成プログラム整備・運営を含む）
- 4 担当予定科目
 - (1) 学部
日本語教育学、日本語教授法、日本語教育実践研究（日本語教育実習）、演習、卒業研究、その他
 - (2) 大学院
日本語教育学研究 I、日本語教育学研究 II、演習、修士論文指導、その他
- 5 任期 なし
- 6 応募資格
 - (1) 博士の学位を有する者、又はこれと同等以上の研究歴・実績を有する者。
 - (2) 国籍を問わず、講義・校務を行うに足る十分な日本語力を有すること。
 - (3) 教育実習を含む日本語教員養成プログラムの整備・運営を行うことができる者。
 - (4) 日本語教師としての資格を有しているか、国内外で日本語を教えた経験があることが望ましい。
 - (5) 採用後は静岡市又はその近郊に居住できること。
- 7 特記事項 なし
- 8 提出書類（(3)を除いて各1部）
 - (1) 履歴書（写真貼付のこと）
 - (2) 研究業績一覧表（末尾の「研究業績の記載について」を参照のこと。査読付き学術論文には表題の冒頭に必ず○をつけること）
 - (3) 主要な研究業績（著書・論文）3～5点を各5部（抜き刷り、コピー可。それぞれに400字程度の要旨を付けること）※研究業績のPDFファイルでも可。
 - (4) 研究概要・研究計画書
これまでの研究概要（3000字程度）、及びこれからの研究計画（3000字程度）をそれぞれまとめたもの
 - (5) 今後の教育に対する抱負や考え（書式自由：1000字程度）
 - (6) 「日本語教授法A」（前期15回分）と「日本語教授法B」（後期15回分）のシラバス案（モデル授

業計画書)

*学生は、まず「日本語教育学（前期・後期）」と「日本語教授法（前期・後期）」を履修し、その後「日本語教育実践研究（前期）」で教育実習を行う。

- (7) 卒業・修了証明書（大学卒業以降のもの）
- (8) 学位取得証明書（学位取得者の場合）
- (9) 日本語教師としての資格や外国人に日本語を教えた経験がある場合は、それを証明する書類
- (10) 希望する職名（「准教授」、「講師」、「准教授でも講師でもどちらでもよい」）を明示した書類

9 応募締切日 令和4年9月22日（木）正午必着

10 選考方法

- (1) 第1次選考 書類審査
- (2) 第2次選考 面接（面接に際し、模擬授業の実施を求める場合がある。旅費は応募者の自己負担）

11 採用予定日 令和5年4月1日

12 勤務地 静岡市駿河区谷田 52-1 静岡県立大学草薙キャンパス

13 勤務条件等 本学規定による。詳細は以下の URL をご覧ください。

<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/disclosure/corporate-regulation/>

14 提出先

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学事務局教育研究推進部広報・企画室 国際関係学部担当 宛

電話 054-264-5106

Eメール tyous4@u-shizuoka-ken.ac.jp

封筒に「教員応募関係書類在中（日本語教育）」と朱書し、書留郵便等確実な方法でお送りください。（Eメールでの提出はできません。）

15 応募上の注意点

- (1) 履歴書及び研究業績一覧表の様式は、静岡県立大学ホームページからダウンロードしてください。
URL <https://ir.u-shizuoka-ken.ac.jp/recruit/>
- (2) 応募書類は、原則として返却いたしません。原著等で返却を希望される場合は、応募者の費用負担により返却しますので、返却を希望する旨を明記の上、郵便切手を貼った返信用封筒又は着払い扱いの宅配便の宛名ラベルを同封してください。
- (3) 提出いただいた書類は、厳重に保管・管理し、審査終了後は責任をもって廃棄します。また、提出いただいた書類に含まれる個人情報、個人情報保護法に基づき、選考以外の目的には使用いたしません。

《研究業績の記載について》

研究業績一覧表の作成に当たっては、以下の点に留意してください。

- 1 公刊されていないものは業績に含めない。例えば、私家版、同好会雑誌、内部資料及びこれらに類す

るものは一切業績に含めない。日本語の場合は、国会図書館に所蔵されている著書、雑誌以外のものは業績に含めない。ただし、未公刊の学位論文はこの限りではない。

- 2 委託調査報告書などで、チームで報告書を作成し、執筆分担が特定できないものは、業績に含めない。ただし、委託調査報告書などでも、一般の図書館で閲覧が可能であり、かつ、執筆者が特定できるものは業績に含めて構わない。
- 3 近日中に公刊されることが明確になっている著書（すべての原稿が出版社に渡り、出版社が刊行を約束したもの）又は論文（編集者が最終原稿として受け付けたもの）などは業績に含めることができる。また、国際会議等に提出した英文等の論文も業績に含めて構わない。
- 4 論文の場合は、自分の執筆したページを明記する。
- 5 共著書、共同執筆論文については、すべての共著者名、共同執筆者名を省略せずに明記する。
- 6 「共著」とは、書物の表紙・背表紙に自分の名前が載っているものを指す。それ以外の分担執筆については、すべて「論文」に分類する。